

文 部 科 学 大 臣  
柴 山 昌 彦 様

平素より大変お世話になっております。

学校教育のICT（情報通信技術）が進み、これまで病気等のため学校での就学ができなかった子どもたちもインターネットで学習できるようになり、大変喜ばしいことだと思います。しかしながらICT化によりますます学校での就学ができなくなっている子どもたちが増えているという現状があります。電磁波過敏症（ES）の子どもたちです。長男（悠汰／中学3年）も電磁波過敏症（化学物質過敏症（CS）も併発）のため学校で使用される電気・電子機器などから発散される電磁波に影響を受け、様々な症状を引き起こすため学校での就学が困難となっています。

本人は学習意欲、通学意欲が強く、通学しては症状を悪化させるということを繰り返してきました。学校の先生や友だちが自宅を訪問してくださり、学習の補助など様々な対応をしていただいています（詳細は別紙参照）。

来年は中学を卒業となり高校進学を考えておりますが、普通高校への通学は困難であると判断し、通信制高校への進学を考えております。しかしながら、この間多くの通信高校の情報を収集し、検討したところ、通信高校での就学も困難が伴うことがわかりました。ESであればインターネットやテレビ、ラジオなどでの学習が困難であり、CSを併発していれば試験会場やスクーリングの教室などに入ることが困難で、それに伴う電車や自動車などでの移動も困難です。義務教育とは違い高校や大学は単位が取得できなければ卒業できません。そもそも入学試験や面接会場にも入れない、移動できないため入学もできないのが現状です。ESやCSの子どもたちは、現在の教育制度の中では学校（高等）教育を受けることはできません。長男も来年高校への進学をと考えておりますがその進学先となる高校がなく、家族はもとより中学校の教員の方々も困惑しています。

一方で、障害者差別解消法が制定され様々な事情（障害）により通常の学習が困難な子どもたちに対して、教育機関においても必要な配慮（合理的配慮）としてその対応が求められています。

以上のようなことをふまえ下記の点についてご対応いただきたく、お願いいたします。

なお、下記の事項につきまして、6月・・日までにご回答、ご連絡いただきますよう、重ねてお願いいたします。

## 記

1. 小学校、中学校、高等学校、大学で、ESやCSのため学校での就学が困難となっている児童生徒、学生などが何人存在しているのか、実態調査等がされておりましたらその結果等をお知らせください。

また、実態調査がなされていないのであれば、早急に調査を実施しその実態を把握し公表してください。

2. ESやCSの子どもたちに対して、学校が行うべき対応などについて文部科学省がこれまでに与えられた指導・通知等についてご提供ください。

また、今後指導・通知等を出される予定がありましたらその情報等についてもご提供ください。

3. ESやCSの症状が軽く、学校や教員、教育委員会等の配慮により通学が可能となっている事例について、その学校や教員、教育委員会等が行っている配慮の具体的な内容について文部科学省として把握されておりましたらその内容、情報をご提供ください。
4. ESやCSが重症のため、自宅での学習を余儀なくされている子どもたちに対して、学校や教育委員会が行っている具体的な対策などについて文部科学省として把握されておりましたらその内容、情報をご提供ください。
5. 通信制高校におけるスクーリング及び試験については、一定程度の回数・時間などを学校・教室での学習や実施が必須とされていると思いますが、ESやCSの子どもたちは学校・教室での学習等が困難であり、単位の取得ができません。そもそも入学試験や面接なども困難となり入学も困難となります。教員の訪問による学習や自宅での試験、スクーリングの実施など、その代替となる方法などがありましたらご教示ください。

また、スクーリング等の実施について代替となる方法がないのであれば、障害者差別解消法の考え方などにもとづき、そのしくみなどについて、来年予定しています長男の高校進学に間に合うよう早急に検討し整備していただくようお願いします。その対策の内容、結果などについてもお知らせいただくよう重ねてお願いします。

なお、スクーリング等の実施について適切に実施していないケースも生じているとお聞きしていますが、ESやCSをはじめスクーリング等の実施が困難な子どもに対しては医師による診断書や意見書などの提示を必須とするなどにより対象となる子どもを制限するなどにより悪用されないようなしくみも必要だと考えます。

以上

2019年6月 日

小林 幸治・暁子  
(悠汰 (中学3年))